

## 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了と 令和5年度以降の地下水浄化対策の継続について

### 1. これまでの取組

- ・ 県境不法投棄事案について、本県では、不法投棄現場の下流部に位置する馬淵川水系の環境保全を目的に、汚染拡散防止を最優先とし、廃棄物と汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針のもと、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づき、平成16年1月に環境大臣の同意を得た特定支障除去等事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）により、産廃特措法の失効期限である令和4年度末までの事業完了に向け、着実に取組を進めてきた。
- ・ 具体的には、不法投棄された廃棄物等について、平成25年12月までに約115万トン全量の撤去を完了し、現在は平成26年3月に策定した現場地下水浄化計画に基づき、主に1,4-ジオキサンに汚染された地下水の浄化に取り組んでいる。
- ・ このような取組の結果、現場内の汚染された浸出水を無処理で現場外へ放流できる水準まで水質が改善したことから、本年2月に開催された第68回協議会において、令和4年度中の浸出水処理施設の撤去を決定した。

### 2. 特定支障除去等事業の完了

- ・ 事業実施計画書により行われる特定支障除去等事業は、産廃特措法に基づき、国からの補助を受けて実施してきた。
- ・ 事業実施計画書では、事業における「生活環境保全上達成すべき目標」を次のとおりとしている。

#### [生活環境保全上達成すべき目標]

廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。

このため、原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。

- ・ この目標を達成するため、緊急的対策として仮設浄化プラントによる汚染水処理、その後、長期的対策としての浸出水処理施設の整備、鉛直遮水壁の設置など、現場周辺地域への汚染拡散防止のための様々な対策を講じてきた結果、事案発覚時から現在に至るまで、馬淵川水系の水質モニタリング（表流水・湧水）において、有害物質の環境基準値超過は確認されておらず、また、現場内地下水の水質が改善している状況を鑑みると今後も基準値超過のおそれは極めて低い[別紙1]。
- ・ このような状況から、産廃特措法の失効期限である、令和4年度末までに、事業実施計画書上の目標である「馬淵川水系の環境の健全な保全」を達成し、特定支障除去等事業を完了できる見通しである。

### 3. 令和5年度以降の地下水浄化対策の継続

- ・ 国の補助による特定支障除去等事業完了後の令和5年度以降も県単独で地下水浄化対策を継続する。
- ・ 1,4-ジオキサンに係る現場内地下水の浄化終了要件については、令和2年11月開催の第65回協議会において、次のとおり決定している。

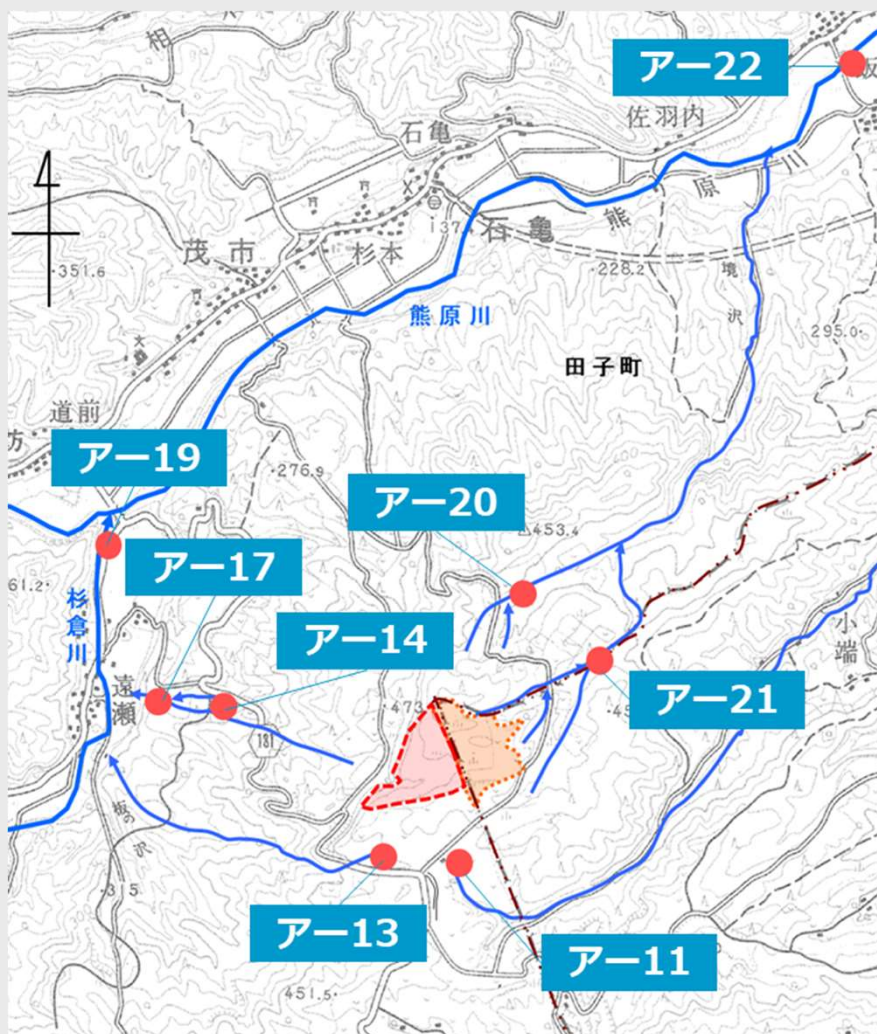
#### 1,4-ジオキサンに係る現場内地下水の浄化終了要件

- ① 浄化終了の判断のための対象井戸は、令和2年度のモニタリング計画において、1,4-ジオキサンを測定対象としているすべての観測地点に流末部を加えた地点とする。
- ② 第3次評価において評価した4つのエリア（第一帯水層県境部、第一帯水層中央・下流部、第二帯水層低濃度エリア及び第二帯水層高濃度エリア）それぞれについて、平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ、流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、揚水による浄化を終了する。
- ③ 揚水による浄化終了後は、基準値超過井戸のモニタリングを継続しながら、遮水壁で囲まれ高低差のある本県現場の条件を利用して、浄化終了済み井戸や浸透柵による自然注水、自然流下、流末排水等により事業終了まで現場管理を行う。
- ④ すべての観測地点の測定結果が、基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には浄化終了と判断する。
- ⑤ その他、協議等が必要な事項については、協議会に諮った上で対策等を進める。

- ・ 現場内地下水については、浄化が着実に進んでいるものの、局所的に1,4-ジオキサンが環境基準値を超過している場所が存在しており、本年4月のモニタリングの結果、流末部を含む36地点中16地点で環境基準値を超過していたことから、産廃特措法の失効期限である令和4年度末までの浄化終了要件（上記④）の達成は不可能となった。
- ・ 浄化終了要件の達成時期を正確に予測することは困難であるが、現在のペースで浄化が進むと仮定すると、現在唯一、揚水による浄化終了の要件（上記③）を満たしていない第二帯水層高濃度エリアの平均濃度が環境基準値以下となる時期は、令和8年度中と予測され、最終的な浄化終了（上記④）はそれ以降となる見込みである [別紙2]。
- ・ 地域住民の安全・安心の確保の観点から、令和5年度以降も県単独で地下水浄化対策を継続し、早期の浄化終了に向け、全力を挙げて取り組んでいく [別紙3]。

# 馬淵川水系の環境の健全な保全

馬淵川水系の水質モニタリング（表流水・湧水）において、事案発覚時から現在に至るまで、**1,4-ジオキサンの環境基準値超過は確認されていない。**



ア-11  
ア-13  
ア-19  
ア-20

1,4-ジオキサン測定開始  
(H22.2)以降**不検出**

ア-22

H22.5以降**不検出**

ア-21

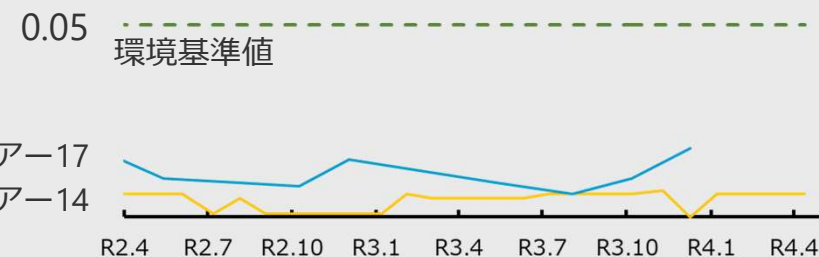
H30.2以降**不検出**

ア-14  
ア-17

**環境基準値を大きく下回る  
水準で推移**

## 1,4-ジオキサン濃度の推移

単位：mg/L





# 参考3 地下水浄化対策の継続

地域住民の安全・安心の観点から、令和5年度以降も県単独での浄化対策を継続し、早期の浄化終了に向け、全力を挙げて取り組んでいく。

